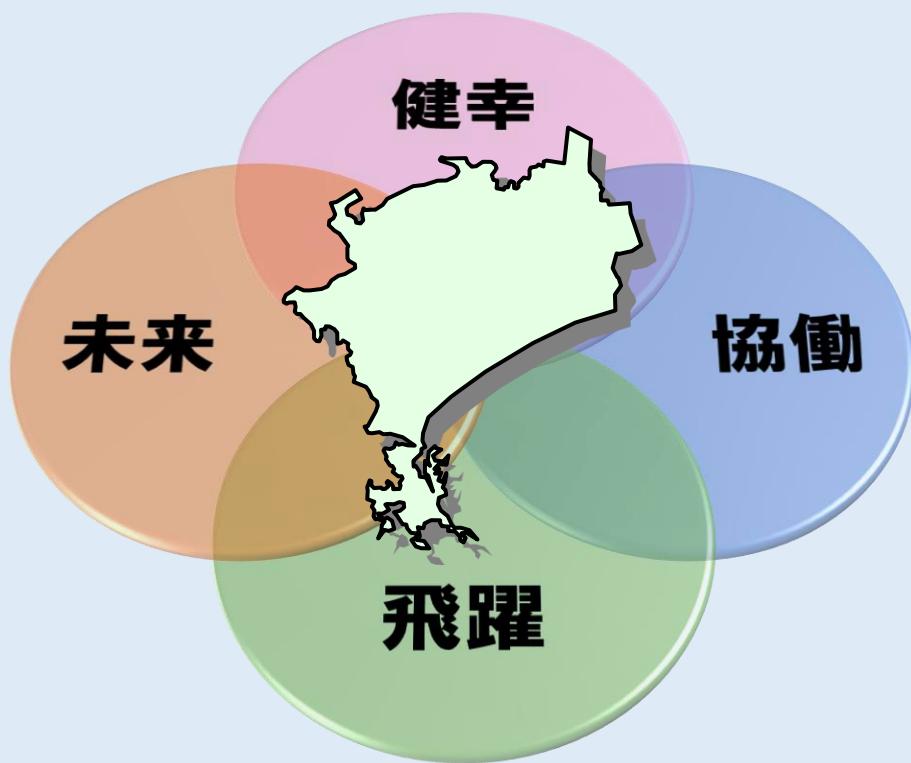


東松島市 都市計画マスタープラン



令和2年10月

ごあいさつ

東松島市は、東日本大震災により千人を超える人的被害とともに、住宅及び社会資本、産業基盤に大きな被害を受けました。しかしながら、震災後、一日も早い復興を目指し、市民の皆様の住まいの再建を最優先に、将来にわたり持続



東松島市長 湧 美 嶽

発展が可能なまちづくりの視点にも立った政策運営に努めてきた結果、現在復興事業は復興・創生期間内に完結するとともに、将来に向けた子育て環境の充実や産業振興の施策推進の成果も表れてきております。

このような状況を踏まえ、これまで本市の様々な施策の推進に重要な役割を担ってきた「東松島市都市計画マスタープラン」について、今後の住宅・都市政策の展開とともに、一部見直しを行うことにいたしました。全国的な課題である人口減少の状況にも対応し、「安全・安心の向上」、「地域コミュニティの発展」、「子育て・健康・雇用の充実」の一層の施策の推進や、本市が平成30年に政府から選定されたSDGs未来都市の理念である住み続けられるまちづくりの実現に向け、市民の皆様と一緒に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いしあいさつといたします。

令和2年10月

＜目次＞

序章　はじめに	1
1 東松島市都市計画マスタープランの概要	1
(1) 計画の背景・目的	1
(2) 計画の内容と構成	2
2 東松島市が目指すまちづくりの将来像	4
第1章　東松島市都市計画マスタープラン改訂の考え方	5
1 これからの都市づくりに向けて挑戦する課題	5
2 基本的な考え方	6
3 都市づくりの方針	7
第2章　全体構想	9
1 都市づくりの基本理念	9
(1) 安全で安心な快適に暮らせる（健幸）都市づくり	10
(2) 地域を主体とする支え合いの（協働）都市づくり	11
(3) 産業振興による活力ある（飛躍）都市づくり	12
(4) 機能的で持続可能な（未来）都市づくり	13
2 目標都市像	14
3 将来予測（フレーム）	15
4 土地利用基本ゾーンにおける都市計画としての視点	18
第3章　分野別の都市づくりの方針	21
1 土地利用の方針	21
(1) 主要用途の配置の方針	21
(2) 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	23
(3) 市街化調整区域の土地利用の方針	23
2 交通施設の整備方針	26
(1) 交通施設の整備方針	26
(2) 都市計画道路の見直しの方針	27
3 公園緑地の保全・整備の方針	29
(1) 環境保全機能としての視点	29
(2) レクリエーション機能としての視点	29
(3) 都市防災機能としての視点	30
(4) 景観構成機能としての視点	30

4 安全・安心の都市づくりの方針	32
(1) 防災・減災力の強化	32
(2) 防災拠点や避難路の整備	33
(3) 震災遺構等の保全・活用	33
(4) 治水対策の推進	33
(5) 建物耐震化の推進	33
(6) 地域コミュニティの強化	34
(7) 防犯まちづくりの推進	34
第4章 地域別構想	36
1 基本的な考え方	36
2 地域別構想	38
(1) 矢本東地域	38
(2) 矢本西地域	40
(3) 大曲地域	42
(4) 赤井地域	44
(5) 大塩地域	46
(6) 小野地域	48
(7) 野蒜地域	50
(8) 宮戸地域	52
第5章 今後の都市づくりの推進方策	54
1 市民力に基づく都市づくりの推進	54
(1) 都市づくり推進の基本的な考え方	54
(2) 都市づくりにおける市民協働の取組方針	55
2 目標都市像の実現に向けて	56
3 コンパクトなまちづくりのメリットを生かした今後の取組	58